

北上市教育委員会訓令第8号

事務局及び教育機関

北上市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年11月20日

北上市教育委員会教育長 船田 浩

北上市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

北上市教育委員会公印規程（平成3年北上市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後							
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）							
公印						保管責任者	公印						保管責任者	摘要
項	目	番号	刻印文字	印材	大きさ（ミリメートル）		項	目	番号	刻印文字	印材	大きさ（ミリメートル）		
(ア)	〔略〕	〔略〕					(ア)	〔略〕	〔略〕					
教育委員会	(イ)	〔略〕					教育委員会	(イ)	〔略〕					
教育長	6	〔略〕					教育長	6	〔略〕					
								7	北上電方21	教育部	情報システム			


備考 改正部分は、下線の部分である。

## 附 則

この訓令は、令和7年12月15日から施行する。